

国民健康保険の被保険者の皆様へ 令和3年度保険税減免のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により、
次の要件を満たす方は保険税が減免となります。

対象①	新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方	▶	保険税を 全額免除
対象②	新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方	▶	保険税の 一部を減額

1. 対象となる世帯

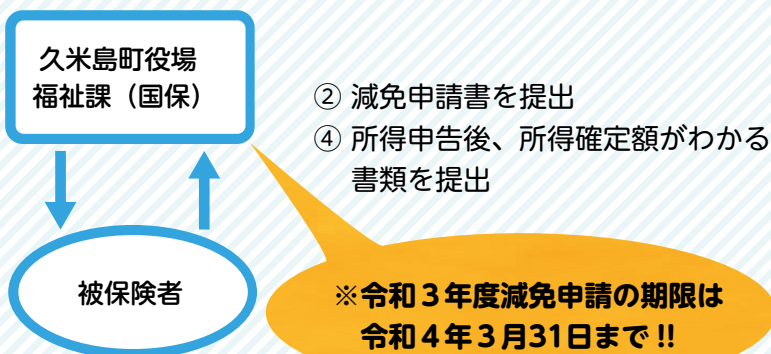
- 令和2年1月～令和2年12月中の所得申告を済ませている。
- 主たる生計維持者が非自発的失業者軽減の対象でない。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯で、下記(1)～(3)のすべてに該当する世帯

※保険税が一部減額される具体的な要件

- 世帯の主たる生計維持者について
- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
 - (2) 前年の所得の合計額が1000万円以下であること
 - (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること
- 注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

2. 手続きの流れ

- ① 7月中頃納税通知発送
- ③ 審査後、減免決定通知
- ⑤ 所得により減免の結果に変更が生じた場合は再度、納税通知を送付します。



3. 申請に必要な書類

- ① 令和3年度久米島町国民健康保険税減免申請書
 - ② 令和3年中収入見込み額申請書
 - ③ 国民健康保険税減免申請（調査票）①～③についてはホームページよりダウンロードできます。
 - ④ 減少した収入がわかる資料（給与明細書、事業帳簿の写しなど）
 - ⑤ 廃業等届出書、離職票等（収入減少の理由が事業廃止や失業の場合のみ）
- ※郵送申請可（お電話にてお問合せください）

お問合せ 福祉課 ☎985-7124 (国保係)